

平成20年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金申込書

1. 申込団体の概要および申込事業の計画等【公開対象】

ふりがな	とりごえふくしかい		
団体名	鳥越福社会		
代表者氏名	(肩書: 会長) 帆刈 忠		
設立年月日	昭和・平成	6年 1月 24日	構成員数 87人
設立目的	ボランティアグループ相互の連携と親睦を深めることにより、社会福祉の向上と住民参加とのより良い社会づくりに寄与するため。		
これまでの活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・老人世帯等の給食、見守り活動の実施 ・町内林道・作業道の除草等の維持管理活動の推進 ・地域緑化活動の推進 平成 19 年度緑の百年物語参加 ・小地域ネットワーク事業の発足活動 ・古紙等回収事業 		
添付資料	事業計画	・別添「第3号様式 事業計画書」のとおり	
	収支予算等	・別添「第4号様式 事業の収支予算書」のとおり	
	その他、団体をPRするパンフレット等	有	<input type="checkbox"/> 無 (どちらかに 印)

2. 申込団体の連絡先等【公開、非公開を選択】

事務所所在地		【公開・非公開】	
電話・FAX番号等	電話 FAX	【公開・非公開】	
	Eメールアドレス		
担当者連絡先	氏名	【公開・非公開】	
	住所		
	電話・FAX番号等		電話 FAX
			Eメールアドレス
添付資料	名簿またはこれに類するもの	【公開・非公開】	
	規約またはこれに類するもの	【公開・非公開】	

個人情報保護の観点から、広く公開してもよいものなら“公開”に、そうでないものは“非公開”に付けてください。

2の添付資料(名簿類・規約類)については、交付審査の際の資料として審査関係者に提示する場合があります。

事業計画書

事業名	鳥越城址等散策コース整備事業						
事業実施の目的	旧学校林から鳥越城址を中心とした里山散策コースを整備することとおして、自然環境の保護や地域住民の健康増進から世代間交流を促進し、地域活動の推進を図る。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥越城址から旧学校林間及び旧学校林内の散策コースを整備する。(実施延長およそ1.5km) ・自然観察会を実施し、環境保全の重要性等を再認識する。 ・散策コース案内板を設置する。 						
事業実施までのスケジュール	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">平成20年6月上旬</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">全体コース整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月上旬</td> <td style="text-align: center;">旧学校林内の歩道整備等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月上旬</td> <td style="text-align: center;">散策コース案内板の設置 自然観察会の開催</td> </tr> </table>	平成20年6月上旬	全体コース整備	7月上旬	旧学校林内の歩道整備等	11月上旬	散策コース案内板の設置 自然観察会の開催
平成20年6月上旬	全体コース整備						
7月上旬	旧学校林内の歩道整備等						
11月上旬	散策コース案内板の設置 自然観察会の開催						
地域活性化の波及性	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の推進により、他の地域福祉活動を推進させる原動力となる。 ・世代間が交流することにより地域の親睦が向上し、自主防災活動をはじめとした地域住民が連携して活動する際の具体的対応が実現しやすくなる。 ・地域の歴史、文化等が住民に再認識され、郷土愛護の精神を増進させる。また、他地域にも発信することで地域資源をアピールし、交流を図れる。 						

事業の内容は、詳細に記載してください。(別紙も可)

事業の収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内 訳	
地域コミュニティ事業補助金(F)	500,000	長岡市より	
自己資金	活動事業予算	180,000	鳥越福祉会学校林部予算
特定財源	寄附金		
	参加費		
	その他収入金		
	小 計(D)	0	
その他		0	
合 計	680,000		

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	内 訳	
補助対象経費	謝礼	20,000	自然観察会講師謝礼 @10,000×2人×1回
	機械等借上料	200,000	ショベルカー、軽トラック、チェーンソー等
	消耗品費	50,000	案内板製作消耗品
	原材料費	360,000	木材、砂利、チップ等 210,000 案内板製作資材 150,000
	小 計(C)	630,000	
補助対象外経費	食糧費	50,000	@1,000円×50人
	小 計(B)	50,000	
合 計(A)	680,000		

地域コミュニティ 事業補助金申込額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">下記(F)の額を記入</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 5%;">0</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table>	下記(F)の額を記入	5	0	0	0	0	0	0	円	
下記(F)の額を記入	5	0	0	0	0	0	0	円			
【地域コミュニティ事業補助金申込額算出の基礎】											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">支出の部合計(A)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;">補助対象外経費(B)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;">補助対象経費(C)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">680,000 円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">50,000 円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">630,000 円</td> </tr> </table>	支出の部合計(A)		補助対象外経費(B)		補助対象経費(C)	680,000 円	-	50,000 円	=	630,000 円	
支出の部合計(A)		補助対象外経費(B)		補助対象経費(C)							
680,000 円	-	50,000 円	=	630,000 円							
<p>事業を実施することによって得られる収入のうち、 補助対象経費に充てるもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">0 円</td> </tr> </table>		=	0 円								
	=	0 円									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">(C)-(D) = 補助金算出対象額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;">補助率 80%</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; width: 30%;">補助金額(E)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">630,000 円</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">80%</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">504,000 円</td> </tr> </table>	(C)-(D) = 補助金算出対象額		補助率 80%		補助金額(E)	630,000 円	×	80%	=	504,000 円	
(C)-(D) = 補助金算出対象額		補助率 80%		補助金額(E)							
630,000 円	×	80%	=	504,000 円							
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・千円未満切捨て ・上限 50 万円 </div>									
		<p>地域コミュニティ事業補助金(F)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">500,000 円</td> </tr> </table>	500,000 円								
500,000 円											

項目欄が不足する場合は、同類の項目をまとめて記入し、細目は別紙に記載してご提出ください。

烏城城址等散策ノ又整備計畫



鳥越福祉会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鳥越福祉会と称し、事務局を会長指定の場所に置く。

(目的)

第2条 本会は、ボランティアグループ（以下グループという）相互の連携と親睦を図るとともに、ボランティア活動を通して、社会福祉の向上と住民参加のより良い社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 会員相互の研修及び、会員の親睦のための会合
- 2) ボランティアグループ相互の連絡調整
- 3) 施設ならびに在宅要援護者に対する物心両面にわたるサービスと援助
- 4) 社会福祉協議会の行うボランティア事業に対する協力
- 5) その他、調査・研究等、本会目的を達成するため必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、この目的に賛同するグループと個人をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 監査委員 2名 幹事 2名
運営委員 若干名 町内班長 会員のいる町内から1名

(役員を選出)

第6条 会長は区長が務め、副会長は当分の間老人クラブの会長と給食グループの会長が務める。

- 2 監査委員は、当分の間運営委員会で選出する。
- 3 幹事は会長が委嘱する。
- 4 運営委員は、各グループから2名ずつ選出する。なお、老人クラブ会長及び給食グループ会長は、副会長と運営委員を兼ねることができる。
- 5 町内班長は、関係町内で選出する。
- 6 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げないが、任期が暦年度になっている団体やグループで改選があった場合は、第6条1項の規定により、ただちに前任者からその職務を引き継ぐ。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を統轄し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監査委員は、庶務会計を監査する。
- 4 幹事は、庶務・会計等の会務を処理する。
- 5 運営委員は、本会の事業を計画し推進する。また、各ボランティアグループ相互の連絡調整に当たる。
- 6 町内班長は、事務局と町内会員との連絡調整に当たる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は、年度末の1回とする。
- 4 役員会及び臨時総会は、会長が必要に応じて開催する。

(会計及び会計年度)

第9条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会則の改正)

第10条 この会則は、総会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる

(付則)

(地方自治体関連の深いグループの会計年度)

第1条

地方自治体若しくは地方自治体が運営する団体から、補助金等を受けているグループの会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わることが望ましい。

(施行期日)

第2条

この会則は、平成6年1月24日から施行する。

平成14年 3月24日一部改正。